守口市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守口市犯罪被害者等支援条例(令和4年守口市条例第18号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定に基づき、犯罪被害者等に対し行う守口市犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる者であってアからカまでそれぞれに掲げる事項によりやむを得ず本市の住民基本台帳に記録をされずに本市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者 からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第6条に規定するストーカー行為等に係る被害を 受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する 高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する 障害者虐待を受けていた者
 - カ その他本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者
 - (2) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。)をいう。

- (3) 犯罪被害者 犯罪等により害を被った市民をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその親族又は遺族をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援 に関係する者をいう。

(見舞金の支給対象者等)

- **第3条** 見舞金の支給を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。ただし、第1号又は第2号に該当する者のうち、過失による犯罪等の被害を受けた市民又はその遺族については、当該被害に対して公的な補償を受けることができない場合に限り、見舞金の支給を受けることができる。
 - (1) 遺族見舞金 人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等の被害(被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。次号において同じ。)により死亡した市民の遺族であって、次項及び第3項に定める第1順位の遺族となる者
 - (2) 重傷病見舞金 人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等の被害により次に掲げる被害(以下「重傷病」という。) を負った被害者であって、当該犯罪等の発生時に市民であった者
 - ア 市民が医師の診断により1か月以上(過失による犯罪等にあっては、3か月以上)の療養、かつ、3日以上の入院 を要する傷害又は疾病
 - イ 1か月以上の療養を要する傷害又は疾病、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度である精神疾患
- 2 前項第1号の遺族は、当該犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 当該犯罪等により死亡した市民の配偶者(法律上の身分関係が無い者であっても、これと同視し得る事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 当該犯罪等により死亡した市民の収入によって生計を維持していた当該市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。)
 - (3) 当該犯罪等により死亡した市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、前号に該当しない者

- 3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とする。
- 4 前項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときに、その1人に対して行った見舞 金の支給は、当該同順位の遺族全員に対してなされたものとみなす。
- 5 重傷病見舞金については、犯罪被害者が当該犯罪等の被害による負傷又は疾病により申請が困難と市長が認める場合は、 次の各号のいずれかに該当する者が、当該犯罪被害者に代わって申請し、支給を受けることができる。
 - (1) 犯罪等により重傷病を負った犯罪被害者の配偶者
 - (2) 犯罪等により重傷病を負った犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母 及び兄弟姉妹
 - (3) 犯罪等により重傷病を負った犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、前号に該当しない者
- 6 重傷病見舞金の支給を受けることができる者の順位は、前項各号の順序とする。
- 7 前項の場合において、配偶者に対して行った見舞金の支給にあっては当該犯罪被害者本人に対してなされたものとみなし、 重傷病見舞金の支給を受けるべき同順位の親族が2人以上あるときに、その1人に対して行った見舞金の支給にあっては当 該犯罪被害者本人及び当該同順位の親族全員に対してなされたものとみなす。

(見舞金の支給額)

- 第4条 見舞金の支給額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 遺族見舞金 1事件につき30万円。ただし、既に重傷病見舞金を支給された者が、当該重傷病見舞金の受給に係る犯罪等に起因して死亡した場合については、1事件につき20万円とする。
 - (2) 重傷病見舞金 1事件につき10万円

(見舞金を支給しないことができる場合)

- 第5条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金を支給しないことができる。
 - (1) 犯罪被害者(この要綱に規定する見舞金の支給を受けるべき者であって、当該犯罪等が行われた時点で18歳未満であった者を除く。)又は第3条に規定する第1順位遺族(当該犯罪等が行われた時点で18歳以上であった者(第1順位遺族が2人以上ある場合にあっては、その全てが18歳以上であったときのいずれかの者)に限る。)と加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じ

ていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合については、この限りでない。

- (2) 犯罪被害者又は次条第1項に規定する申請書を提出する者が次に掲げる行為を行うなど、その責めに帰すべき行為が あった場合
 - ア 当該犯罪等を教唆し、又はほう助する行為
 - イ 過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪等を誘発する行為
 - ウ その他当該犯罪等に関連する著しく不正な行為
- (3) 犯罪被害者又は次条第1項に規定する申請書を提出する者が守口市暴力団排除条例(平成25年守口市条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた者であった場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が当該犯罪等の行為を容認していたこと、その遺族又は親族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合 (見舞金の申請)
- 第6条 見舞金の支給を受けようとする者は、守口市犯罪被害者等見舞金支給申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、犯罪被害に関する申立書及び次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類 を添付しなければならない。この場合において、条例に基づき定める他の犯罪被害者等支援事業に係る申請で提出した書類 をもって代えることができると認められる場合は、書類の一部の添付を省略することができる。
 - (1) 遺族見舞金 次に掲げる書類
 - ア 犯罪等により死亡した者が、当該犯罪等が行われた時に市民であったことを証明することができる書類
 - イ 犯罪等により死亡した者の住民票の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
 - ウ 申請者と犯罪等により死亡した者との続柄を証する戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本)その他の地方 公共団体の長が発行する証明書
 - エ 申請者が犯罪等により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様 の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
 - オ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 重傷病見舞金 次に掲げる書類

- ア 犯罪等により重傷病を負った者が、当該犯罪等が行われた時に市民であったことを証明することができる書類
- イ 重傷病を負った犯罪被害者にあっては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数又は労務に服することができない 日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項の規定による申請は、当該犯罪等による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、当該犯罪等の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなど、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、申請が到着してから概ね20日以内(関係機関等に対し、犯罪等の被害に関する情報等を照会している期間を除く。)に、見舞金の支給又は不支給の決定を行い、守口市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪等の被害に関する情報、犯罪被害者との続柄又は居住の実態を調査することができる。

(見舞金の請求)

第8条 前条第1項の規定により支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、守口市犯罪被害者等見舞金請求 書により、当該見舞金を請求するものとする。

(見舞金の支給)

第9条 市長は、支給決定者から前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る見舞金を支給するものとする。

(支給の決定の取消し)

- 第10条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該支給の決定を取り消すことができる。
 - (1) 支給決定者が支給を受ける資格がないと判明した場合
 - (2) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めた場合

2 市長は、前項の規定により支給の決定を取り消した場合においては、守口市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書により支給対象者に通知するものとする。

(見舞金の返環)

第11条 市長は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合において、既に見舞金を支給しているときは、当該見舞金 を返還させることとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、人権主管部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に発生した犯罪等の被害について適用する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。